

平成 2 9 年第 1 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第1回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年1月25日(水)午後1時30分から午後2時22分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信
11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

4 欠席委員(1名)

8番 三浦 淳子

5 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 非農地証明願について
- 6 農用地の形状変更届出について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成29年1月事業報告について
2. 平成29年2月事業予定について
3. その他

- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 佐藤 吉則  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	只今から、平成29年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶内容省略)
事務局	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いたします。
議長	始まる前に、三浦委員が今日欠席でございますが、家庭の事情で欠席ということで連絡がありましたので、ご了解いただきたいと思います。 それでは、これより第1回美里町農業委員会総会を開きます。
議長	本日の出席委員は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条3項の規定を満たしておりますので総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名をいたします。6番後藤幸太郎委員、7番高橋繁廣委員のお二人をお願いをいたします。
議長	続きまして、4番、報告事項に入ります。 1、農家相談日について。 1月5日と1月20日の2日間開催しております。各担当委員の方に報告をお願いいたします。
福田委員	1月5日会長室におきまして、渡邊会長、柴山委員、福田の3名で担当いたしました相談者はございませんでした。以上です。
議長	ご苦労さまでございました。 それでは、1月20日の委員さんお願いいたします。
小野委員	1月20日の農家相談日ですが、大友職務代理、伊藤雄一委員、私小野の

3名で行いました。相談者は、3名でございます。最初の方は、  
の  
さんという方がいらっしゃいました。平成28年より利用権を設定して  
いましたが、前耕作者が荒らしていたため作付出来る状態に戻す約束でしたが  
そのままでしたので、平成28年は作付けをしていなく、平成29年につい  
ての相談がありました。本人は畦畔を作って作付けに向かうという意欲があ  
りまして、大区画圃場の一部でして境界等は、土地改良区等とも相談し、き  
ちんとして行った方がよろしいのではないかと助言いたしました。2人目の  
方は の さんという方で、借用していた農機具庫を返すことになりま  
して、収容場所がないということで自宅周辺の農地に簡易な格納庫を足場パ  
イプを利用し建てたいということで相談に参りました。建てる際には転用が  
必要なので、建てる場所をきちんと確定した後、もう一度委員会に転用の相  
談に来るようにお伝えいたしました。3番目の方は、 の さんという  
方で、圃場整備の分は誰かに耕作していただいているようですが、従前区画  
の分は1ヘクタール程保全管理がありまして20年ほど経つとのことですが、  
草刈り等は行って、木などは生やさないように管理はしているとのこと  
でしたが、誰か耕作をしてくれる人を探していただけないかという相談でご  
ざいました。対応といたしましては、耕作してくれる人を当たっては見ます  
が、場所的に美里町ではなく大崎市の農地なので、大崎市の農業委員会等  
にも伺ってはどうかというふうにお話ししました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

続きまして、2番農地法第3条の規定による許可書の返戻について、3番  
農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、  
4番利用権設定の合意解約による通知について、一括で事務局より報告をい  
ただきます。

事務局

報告事項2、3、4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告事項2番、3番、4番の事務局の説明がございましたが、不  
明な点があれば再度説明していただきます。ございませんか。18番、高橋  
委員。

高橋（建）委員

2ページ、これは後から2月、3月、中間管理機構から出るということな

んですけども、これはどちらの方から返すような申し出が来たのかということと、その理由は何だったのかお聞きしたいなと思って質問しました。

議長

ただいまの報告事項の2ページになりますが、契約解除のために農地を戻すということで報告があったわけですが、中間管理機構に出す契約解除の理由とどちらのほうから契約解除の申し出があったのかという質問がありましたので、事務局答弁をお願いします。

事務局

18番、高橋委員のご質問にお答えします。

まず、1点目のどちらから申し出があったかということでございますが、経過を申し上げれば農地中間管理事業で受けようという受け手の方、出し手元の方がおりまして、いざ手続しようとしたら3年ほど前に農地法3条の売買の手続をされていたと、それでまず中間管理事業の申し込みをするためには解約しなければ進められませんよということがございました。

それから、なぜこのようなことになったかといいますと、詳しい理由につきましては省略させていただきますけれども、許可を受けてから間もなくお互い売買はやめましょうということになったようでございます。それが現在に至りまして、農業委員会の許可を受けていたものですから、まずは双方とも中間管理事業に出したいということがあったんですけども、この返戻をしなければ進まないということがありましたので今回申し出がございました。以上でございます。

議長

報告事項の1番、2番について、双方からということによろしいですね。

事務局

はい、中間管理事業で受けようという方が間に入っていますけれども、両方から承諾を得た上で返戻されたと、そして両方ともほぼ同時期に中間管理機構に出したいという経過でございます。

議長

高橋委員、よろしいですか。

高橋(建)委員

3年前から誰かがつくっていて、それを無視して出したということですか。

議長

平成25年6月26日の総会で許可をしているわけなので。

事務局

3年前から許可は出しておりまして、お互い売買の手続がされなかったということなので、許可を受けた状態で、もとの所有者が作付していたということになります。作付けに関してはそのようになります。

議長

売買の許可が申請されて許可がおりたんですけれども、売買まで至らなくて作付けしておったということで、今回の返戻になったという経過でよろしいですね。

それでは、報告事項の5番に入ります。非農地証明願について、事務局より報告願います。

事務局

報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

農地保全委員会、1月16日に現地の確認調査を行っておりますので、農地保全委員会の鈴木委員長より報告をいただきます。

鈴木（龍）農地  
保全委員長

農地保全委員会は今月から小野委員、遠見委員、そして委員長である私、鈴木と渡邊会長、大友職務代理、事務局から佐藤局長と菊地次長の計7名により1月16日に現地調査を行いました。

番号1について、現地はJR小牛田駅の北側、北浦地区の に位置しております。現在は貸駐車場として使用され、非農地として20年以上経過しており、特に問題点は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

番号2につきまして、現地は北浦地区の に位置しております。現地は昭和48年10月25日に転用許可を受けており、現在は、資材置き場として使用されております。特に問題点は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号3については、現地は番号2に隣接しております。番号2と同時期に転用許可を受けております。また、番号2と同様、資材置き場として使用されており、特に問題点は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

続きまして、6番、農用地の形状変更届出について事務局より説明してい

たきます。

事務局

報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

報告事項6番につきまして農地保全委員長より報告いただきます。

鈴木（龍）農地  
保全委員長

番号1につきまして、現地は上二郷地区の に位置している苗代団地  
でございます。面積は208平米で、土盛りをして野菜を作付けする計画で  
ございます。既にビニルハウスは完成しておりまして、土も良質土を使用し  
ており、特に問題も見あらず許可相当と見て参りました。

議長

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上、報告事項5番、6番について事務局、農地保全委員会の報告をいた  
だきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ありませんか。

（なしという声あり）

議長

なしということでございますので、報告事項を終了いたします。

続きまして、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題  
といたします。事務局より説明をお願いします。

また、農地法第3条調査書についてもあわせて説明をお願いします。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案番号2番、3番について農地保全委員会にて現地確認調査  
を行っておりますので、委員長に報告していただきます。

農地保全委員会  
委員長（鈴木  
（龍）委員）

番号2及び3については、現地は中二郷地区の に位置しておりま  
す。農地の状態は良好で、特に問題は見あらず許可相当と見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。



それでは、説明を終了し、第1号議案について審議いたします。質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋（建）委員 1番の農地の交換なんですけれども、市の7筆とありますが、面積が何平方メートルなのか分かれば教えていただきたいと思います。

議長 休憩をいたします。（13：59）

議長 再開をいたします。（13：59）

議長 事務局お願いします。

事務局 ただいまの18番高橋委員のご質問にお答えします。  
美里町の5筆に対して市の7筆が何平方メートルかというご質問でございますが、市のほうは、平方メートルでございます。

議長 市の農地の面積が、平方メートルということで、高橋委員よろしいですか。

（はいという声あり）

議長 そのほかありますか。

（なしという声あり）

議長 なしということでございますので、採決に入ります。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題と

いたします。

事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま事務局の説明が終了いたしましたので、これから審議に入ります。  
初めに、議案番号1番から議案番号22番までの審議をいたします。質疑  
ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め採決に入ります。  
議案番号1番から22番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。  
続きまして、議案番号23番から30番までを審議いたしますが、農業委  
員会等に関する法律第31条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(14:13)

議長

再開をいたします。(14:14)

議長

議案番号23番から30番までを審議いたしますが、議案番号26番を除  
いた7議案について審議をいたします。  
質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋(建)委員

28番ですね。受け手、この方は初めて出たわけなんですけれども、最初  
から認定農家でなく、あっせん台帳登載者から始まるべきではないかと思っ  
てございますが、その辺をお聞きしたいと思います。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

18番高橋委員のご質問にお答えします。

28番の譲り受け人の方は、もともとはあっせん台帳登載者でございます。去年の11月に登録されております。その後、認定を取りたいということがございまして認定農業者の受け付けをいたしました。そして審査会を経た上で認定になりましたので、今回、農地の流動化という意味では、最初から認定農業者と書いてございますけれども、最初があっせん台帳登載者でございます。以上でございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、質疑なしと認め採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号26番を審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により1番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(14:17)

議長

再開をいたします。(14:18)

議長

議案番号26番について、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。議案番号26番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:16)

議長

再開いたします。(14:17)

議長

第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、30議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局による説明が終了いたしましたので、議案番号1番から4番までを審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」は、原案どおり意見を付して農地中間管理機へ進達をいたします。

以上で議事的一切を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 6番

署名委員 7番